

社会福祉施設に対する指導監査における指導事例

○運営管理

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
施設の運営管理体制の確立	保育室について、保育室の一部を用途変更し、遊戯室として使用しているが、市に変更の届出をしていない。	保育所の「建物その他設備及び構造並びに図面」を変更しようとするときは、あらかじめ、変更届及び平図面を市に届け出ること。	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙1 2(1)-第2-1(8) 児童福祉法施行規則第37条第6項
	医務室について、物置のように使用されており、適切な衛生状態及び面積が確保されていない。	医務室は、嘱託医等が活動するに当たり適切な衛生状態及び面積を確保すること。	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙1 2(1)-第2-1(8) 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条
必要な職員確保と職員処遇の充実	職員の手当について、給与規程に定める額と異なる額が支給されている。	各種手当は、給与規程等に基づき、適正に支給すること。	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙1 2(2)-第2-2(1)
教育・保育環境の整備に関する事項	職員の給与について、給与規程に定める俸給表の上限額を超えて支給されている。	職員の給与は、給与規程等に基づき、職位、職責、職務内容等に応じて、適正な給与水準で支給すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日付け雇児発1207第1号）3(1)⑤ 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日付け雇児発第488号）5(3)オ
	職員の手当について、給与規程に定める額と異なる額が支給されている。	各種手当は、給与規程等に基づき、適正に支給すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日付け雇児発1207第1号）3(1)⑤
	手当の支給に必要な届出書類が保管されていないため、支給根拠が確認できない。	各種手当は、給与規程等に基づき、適正に支給すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日付け雇児発1207第1号）3(1)⑤